

公 表

第 60 回技能五輪全国大会「機械組立て」職種

寸法に関する普通公差 (JIS B 0405-1991 より抜粋)

注) 「機械組立て」職種では普通公差として下表に示す公差等級 f (精級) を適用します。

注) 加工部品 (部品 01-01~01-08) における普通公差は、下表に示す公差等級 f (精級) は適用せず、基準寸法 ± 0.4 が適用されます。

付表 1 面取り部分を除く長さ寸法に対する許容差

単位 : mm

公差等級		基準寸法の区分				
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3以下	3を越え 6以下	6を越え 30以下	30を越え 120以下	120を越え 400以下
		許容差				
f	精級	± 0.05	± 0.05	± 0.1	± 0.15	± 0.2
m	中級	± 0.1	± 0.1	± 0.2	± 0.3	± 0.5
c	粗級	± 0.2	± 0.3	± 0.5	± 0.8	± 1.2
v	極粗級	—	± 0.5	± 1	± 1.5	± 2.5

注⁽¹⁾ 0.5mm未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 2 面取り部分の長さ寸法 (かどの丸みおよびかどの面取り寸法) に対する許容差

単位 : mm

公差等級		基準寸法の区分		
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3以下	3を越え 6以下	6を越え るもの
		許容差		
f	精級	± 0.2	± 0.5	± 1
m	中級			
c	粗級	± 0.4	± 1	± 2
v	極粗級			

注⁽¹⁾ 0.5mm未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 3 角度寸法の許容差

公差等級		対象とする角度の短いほうの辺の長さ(単位 : mm)の区分				
記号	説明	10以下	10を越え 50以下	50を越え 120以下	120を越え 400以下	400を越え るもの
		許容差				
f	精級	$\pm 1^\circ$	$\pm 30'$	$\pm 20'$	$\pm 10'$	$\pm 5'$
m	中級					
c	粗級	$\pm 1^\circ 30'$	$\pm 1^\circ$	$\pm 30'$	$\pm 15'$	$\pm 10'$
v	極粗級	$\pm 3^\circ$	$\pm 2^\circ$	$\pm 1^\circ$	$\pm 30'$	$\pm 20'$